

地域計画

策定年月日	2025年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	舞鶴市 26202
地域名 (地域内農業集落名)	城北・城南地区 (堀)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	7.65 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	6.42 ha
② 田の面積	7.65 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

多面的交付金等の活用や獣害フェンスの設置を行い、耕作地の保安全管理や有害鳥獣対策に取り組んでいる。
地区内に積極的に水稻の作付けを行う担い手もあるが、基本は各個人での管理を行っている。
地域の課題としては、高齢化(10年後の地域内農業者の平均年齢70代)後継者の不足や機械の更新にかかる経費が負担となっており、現在の機械が壊れたら離農してしまう者が多い。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

栽培作物については、水稻を中心に耕作を行う。
集落営農組織の設立を検討しており、機械の共同化をはじめとして地域全体で農地を守っていく体制づくりを検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
現在は各個人での管理が基本となっているが、厳しくなった場合は農地中間管理機構を通して耕作意欲のある担い手や集落営農組織への集約化を進めていく。(集落営農の設立は検討中の段階)			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0	%	将来の目標とする集積率
			0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地を貸し付ける場合は、農地中間管理機構を通して集積を進めていく。 また、随時目標地図の更新を図りながら積極的に耕作意欲のある担い手へ集積を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
農地中間管理機構を利用して耕作意欲のある者への集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
ほ場整備済みだが、小区画の農地であるため、今後の条件次第で大規模な基盤整備事業に取り組む事を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新規就農等への受入態勢を整える。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
①頻繁に有害鳥獣が出没するため、檻やメッシュ柵の設置・管理を行う。 ⑦多面的機能直接支払交付金を利用して、地域内農地の保全に努める。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			5年後 (目標年度:令和11年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者		水稻	0.25 ha	ha	水稻	0.25 ha	ha	1	
利用者		水稻	0.16 ha	ha	水稻	0.16 ha	ha	2	
利用者		水稻	0.61 ha	ha	水稻	0.61 ha	ha	3	
利用者		水稻	0.63 ha	ha	水稻	0.63 ha	ha	4	
利用者		水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	5	
利用者		水稻	0.17 ha	ha	水稻	0.17 ha	ha	6	
利用者		水稻	0.16 ha	ha	水稻	0.16 ha	ha	7	
利用者		水稻	0.16 ha	ha	水稻	0.16 ha	ha	8	
利用者		水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	9	
利用者		水稻	0.21 ha	ha	水稻	0.21 ha	ha	10	
利用者		水稻	0.24 ha	ha	水稻	0.24 ha	ha	11	
利用者		水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	12	
利用者		水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	13	
利用者		水稻	0.47 ha	ha	水稻	0.47 ha	ha	14	
利用者		水稻	0.24 ha	ha	水稻	0.24 ha	ha	15	
利用者		水稻	0.16 ha	ha	水稻	0.16 ha	ha	16	
利用者		水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	17	
利用者		水稻	0.34 ha	ha	水稻	0.34 ha	ha	18	
利用者		水稻	0.24 ha	ha	水稻	0.24 ha	ha	19	
利用者		水稻	0.35 ha	ha	水稻	0.35 ha	ha	20	
利用者		水稻	0.24 ha	ha	水稻	0.24 ha	ha	21	
利用者		水稻	0.72 ha	ha	水稻	0.72 ha	ha	22	
利用者		水稻	0.39 ha	ha	水稻	0.39 ha	ha	23	
利用者		水稻	0.32 ha	ha	水稻	0.32 ha	ha	24	
利用者		水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	25	
利用者		水稻	0.45 ha	ha	水稻	0.45 ha	ha	26	
利用者		水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	27	
利用者		水稻	0.14 ha	ha	水稻	0.14 ha	ha	28	
利用者		水稻	0.07 ha	ha	水稻	0.07 ha	ha	29	
利用者		水稻	0.09 ha	ha	水稻	0.09 ha	ha	30	
利用者		水稻	0.08 ha	ha	水稻	0.08 ha	ha	31	
利用者		水稻	0.06 ha	ha	水稻	0.06 ha	ha	32	
利用者		水稻	0.24 ha	ha	水稻	0.24 ha	ha	33	
利用者		水稻	0.07 ha	ha	水稻	0.07 ha	ha	34	
	34経営体		7.66 ha	0 ha		7.82 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。